

国指定瓢湖鳥獸保護区
瓢湖特別保護地区計画書
【指定】

(環境省案)

平成 27 年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

瓢湖特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

新潟県阿賀野市横山 360 番地の北東端を起点とし、同所から瓢湖水きん公園外周排水路に沿って南東に進み同市横山 138 番地の南東端に至り、同所から瓢湖水きん公園外周排水路に沿って同市横山 232-1 番地の南西端に至り、同所から同番の境界線を大荒川用水路左岸支線水路敷に沿って北進し同市水原 369-1 番地北西端に至り、同所から東新池連絡水路南西端と瓢湖の同市水原 313-1 番地南湖岸線との交点を最短で結ぶ直線を進み同所に至り、同所から同市水原 313-1 番地湖岸線を周回し瓢湖の東新池連絡水路北西端の交点に至り、同所から湖岸線を進み湖岸線と同市水原 370-1 番地の西端境界との交点に至り、同所から東新池遊歩道敷東側を北に進み同市水原 429-2 番地南西端に至り、同所から大荒川用水路左岸支線水路敷右岸を西に進み同市水原 410 番地の南西端を経由し瓢湖水きん公園外周排水路敷左岸と交点に至り、同排水路を北東へ進み起点に至る線により囲まれた区域。

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 27 年 11 月 1 日から平成 47 年 10 月 31 日まで (20 年間)

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

集団渡来地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、新潟平野のほぼ中央部の阿賀野川流域に広がる第四紀沖積層の堆積物上に形成された水田地帯に位置し、江戸時代に灌漑用水池として造成されたため池である瓢湖、1990 年から 2000 年にかけて鳥類の生息環境創出のために造成された東新池、あやめ池及びさくら池から成る。

このような自然環境を背景として、ハクチョウ類を含むガンカモ類が毎年概ね 14,000 羽程度渡来し、瓢湖等を採餌及び休息の場、ねぐら等として利用するなど、渡り鳥の越冬地として重要な区域となっている。特に、コハクチョウは、東アジア地域個体群全体の 1% を超える 4,700 羽程度が毎年渡来し、また、オナガガモは同個体群の 1% を超える 4,800 羽程度が毎年渡来し、国際的にもこれら個体群にとって重要な区域である。

このように、当該鳥獣保護区の中でも瓢湖等は、コハクチョウ、オナガガモ等のハクチョウ類を含むガンカモ類の採餌及び休息の場及びねぐら等に利用されていること

から特に重要な区域として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

（3）管理方針

- 1) 集団渡来地の保護区として、ハクチョウ類を含むガンカモ類の保護を図るため適切な管理に努める。
- 2) 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥類のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。
- 3) 鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、現場の巡視や関係地方公共団体、関係機関、地域住民等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。
- 4) 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- 5) 瓢湖は水深が浅く、水草、鳥類の排泄物等に起因する有機物の堆積が進んでいることから、鳥類への影響の把握に努め、必要に応じ関係地方公共団体等と連携協力して対策を検討する。

3 国指定瓢湖鳥獣保護区特別保護地区の面積内訳 別表 1 のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

（1）当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、新潟平野中央部の新潟県阿賀野市に位置し、一部が五頭連峰県立自然公園に指定されている。また、昭和 29 年に国指定天然記念物「水原のハクチョウ渡来地」に指定された。

イ 地形、地質等

当該区域は、周囲約 1,200m、寛永年間に灌漑用水池として造成された面積約 8ha の瓢湖を中心に、東新池（平成 6 年造成）、あやめ池及びさくら池（ともに平成 12 年造成）から成り、これらの池が瓢湖水きん公園として整備されている。これらのため池は現在、灌漑用水池として利用されていないが、鳥類の生息環境の維持の観点から、瓢湖及び東新池については大通川から通年、あやめ池及びさくら池については大荒川用水から 10 月から 3 月までの間、それぞれ水が取り入れられている。また、これらのため池は、水草及び鳥類の排泄物等に起因する有機物の堆積により水

深が浅くなりつつあり、鳥類への影響については注視する必要がある。

ウ 植物相の概要

瓢湖及び東新池では、オニビシ及びハスが主体であり、わずかにオニバス等も分布している。両池を隔てる堤体には、ソメイヨシノが植栽されている。あやめ池及びさくら池では、オニビシ、ヨシ及びマコモが繁茂し、やや乾燥したところには、ススキ等が繁茂している。また、近年外来種であるセイタカアワダチソウの侵入が著しい。

エ 動物相の概要

当該区域は、鳥類では、当該鳥獣保護区を指定する理由の中核を構成するオナガガモ、コガモ、マガモ等のガンカモ類、ハクチョウ類の他、オオヨシキリ、コヨシキリ、オオジュリン、カシラダカ等、15目35科117種の生息が確認されている。また、瓢湖ではタモロコ等の魚類、スジエビ等の甲殻類の他、昆虫類では、イトトンボ類及びコフキトンボが多く見られ、これらのうち希少な種としては抽水植物の多い池沼に生息するオオセスジイトトンボ(環境省第4次レッドリスト絶滅危惧IB類)が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域では、農林水産物への被害は発生していない。

5 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、法律32条に規定する損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償する。

6 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|----|
| (1) 特別保護地区用制札 | 6本 |
| (2) 案内板 | 2基 |

7 参考事項

(1) 当初指定

平成 17 年 11 月 1 日（平成 17 年 10 月 28 日環境省告示第 135 号）

(2) 経緯

平成 20 年 7 月 31 日環境省告示第 65 号 変更（区域拡張）（平成 20 年 8 月 1 日から
7 年 3 ヶ月）

別表1 国指定瓢湖鳥獣保護区瓢湖特別保護地区の面積内訳表

◆ 形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
総面積	281 ha	ha	281 ha	24 ha	ha	24 ha	ha	ha	ha
└ 林野	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 農耕地	224 ha	ha	224 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 水面	13 ha	ha	13 ha	13 ha	ha	13 ha	ha	ha	ha
└ その他	44 ha	ha	44 ha	11 ha	ha	11 ha	ha	ha	ha

◆ 所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
国有地	1 ha	ha	1 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
└ 国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└ 林野庁所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└└ 制限林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└└└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└└└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└└└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└└ 普通林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 国有林以外の国有地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└ 農林水産省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└ 文化庁所管	1 ha	ha	1 ha	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha
└└ 環境省所管	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体有地	35 ha	ha	35 ha	23 ha	ha	23 ha	ha	ha	ha
└ 県有地	4 ha	ha	4 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└ その他	4 ha	ha	4 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 市町村有地等	31 ha	ha	31 ha	23 ha	ha	23 ha	ha	ha	ha
└└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└ その他	31 ha	ha	31 ha	23 ha	ha	23 ha	ha	ha	ha
私有地等	245 ha	ha	245 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└ 保安林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└ 砂防指定地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└└ その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ その他	245 ha	ha	245 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	281 ha	ha	281 ha	24 ha	ha	24 ha	ha	ha	ha

◆ 他法令による規制区域

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積	既存面積	拡大(縮小)面積	拡大(縮小)後の面積
自然環境保全法による地域 (名称:)	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域 (名称: 県立五頭連峰自然公園)	8 ha	ha	8 ha	8 ha	ha	8 ha	ha	ha	ha
└ 特別保護地区	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
└ 特別地域	8 ha	ha	8 ha	8 ha	ha	8 ha	ha	ha	ha
└ 普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (名称: 国指定天然記念物水原のハクチョウ渡来地)	28 ha	ha	28 ha	24 ha	ha	24 ha	ha	ha	ha

(別表2) 国指定瓢湖鳥獣保護区瓢湖特別保護地区

No.	目	科	種または亜種	種の指定等	備考
1	キジ	キジ	キジ		留鳥
2	カモ	カモ	ヒシクイ	VU、国天	冬鳥
3			マガン	NT、国天	冬鳥
4			ハクガン	CR	冬鳥
5			シジュウカラガン	CR、国内希少	冬鳥
6			コクガン	VU、国天	冬鳥
7			コハクチョウ		冬鳥
8			オオハクチョウ		冬鳥
9			オンドリ	DD	留鳥
10			オカヨシガモ		冬鳥
11			ヨシガモ		冬鳥
12			ヒドリガモ		留鳥
13			○ マガモ		冬鳥
14			○ カルガモ		留鳥
15			ハシビロガモ		冬鳥
16			オナガガモ		冬鳥
17			トモエガモ	VU	冬鳥
18			○ コガモ		冬鳥
19			ホシハジロ		冬鳥
20			アカハジロ	DD	冬鳥
21			メジロガモ		冬鳥
22			キンクロハジロ		冬鳥
23			スズガモ		冬鳥
24			ミコアイサ		冬鳥
25			カワアイサ		冬鳥
26			コブハクチョウ		留鳥、外来種
27			コクチョウ		留鳥、外来種
28	カイツブリ	カイツブリ	○ カイツブリ		留鳥
29			○ カンムリカイツブリ		冬鳥
30			ハジロカイツブリ		冬鳥
31	ハト	ハト	キジバト		留鳥
32	カツオドリ	ウ	○ カワウ		留鳥
33	ペリカン	サギ	ヨシゴイ	NT	留鳥
34			ゴイサギ		留鳥
35			アマサギ		留鳥
36			○ アオサギ		留鳥
37			○ ダイサギ		留鳥
38			チュウサギ	NT	留鳥
39			コサギ		留鳥
40	ツル	クイナ	クイナ		留鳥
41			バン		夏鳥
42			○ オオバン		留鳥
43	カッコウ	カッコウ	ツツドリ		留鳥
44			カッコウ		留鳥
45	チドリ	チドリ	タゲリ		冬鳥
46			コチドリ		夏鳥
47		セイタカシギ	セイタカシギ	VU	留鳥
48		シギ	タシギ		留鳥
49			オオハシシギ		旅鳥
50			ツルシギ	VU	旅鳥
51			アオアシシギ		旅鳥
52			タカブシギ	VU	旅鳥
53			キアシシギ		旅鳥
54			イソシギ		夏鳥
55			エリマキシギ		旅鳥
56		カモメ	ウミネコ		留鳥
57			カモメ		留鳥
58			セグロカモメ		留鳥
59			コアジサシ	VU、国際希少	夏鳥
60	タカ	ミサゴ	○ ミサゴ	NT	留鳥
61		タカ	○ トビ		留鳥
62			オジロワシ	VU、国天、国内希少	冬鳥
63			オオワシ	VU、国天、国内希少	冬鳥
64			チュウヒ	EN	冬鳥
65			ハイイロチュウヒ		冬鳥
66			ツミ		留鳥
67			ハイタカ	NT	留鳥
68			オオタカ	NT、国内希少	留鳥
69			ノスリ		留鳥
70	フクロウ	フクロウ	オオコノハズク		留鳥
71	ブッポウソウ	カワセミ	カワセミ		留鳥
72	キツツキ	キツツキ	コゲラ		留鳥
73			アカゲラ		留鳥
74			アオゲラ		留鳥
75	ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ		冬鳥
76			コチョウゲンボウ		冬鳥
77			ハヤブサ	VU、国内希少	留鳥
78	スズメ	モズ	モズ		留鳥
79		カラス	オナガ		留鳥
80			ミヤマガラス		留鳥
81			ハシボソガラス		留鳥

82		ハシブトガラス	留鳥
83	キクイタダキ	キクイタダキ	留鳥
84	シジュウカラ	シジュウカラ	留鳥
85	ヒバリ	ヒバリ	留鳥
86	ツバメ	ツバメ	夏鳥
87	ヒヨドリ	ヒヨドリ	留鳥
88	ウグイス	ウグイス	留鳥
89		ヤブサメ	留鳥
90	メジロ	メジロ	留鳥
91	ヨシキリ	オオヨシキリ	夏鳥
92		コヨシキリ	夏鳥
93	ミソザサイ	ミソザサイ	留鳥
94	ムクドリ	ムクドリ	留鳥
95		コムクドリ	留鳥
96	ヒタキ	マミジロ	夏鳥
97		ツグミ	夏鳥
98		ジョウビタキ	冬鳥
99		ノビタキ	夏鳥
100		サメビタキ	夏鳥
101		コサメビタキ	夏鳥
102		オジロビタキ	旅鳥
103		オオルリ	夏鳥
104	スズメ	スズメ	留鳥
105	セキレイ	キセキレイ	留鳥
106		ハクセキレイ	夏鳥
107		セグロセキレイ	留鳥
108		タヒバリ	冬鳥
109	アトリ	アトリ	冬鳥
110		カワラヒワ	留鳥
111		マヒワ	冬鳥
112		イカル	夏鳥
113	ホオジロ	ホオジロ	留鳥
114		ホオアカ	留鳥
115		カシラダカ	冬鳥
116		アオジ	留鳥
117		オオジュリン	夏鳥
合計 (種)	15	35	117

(注)

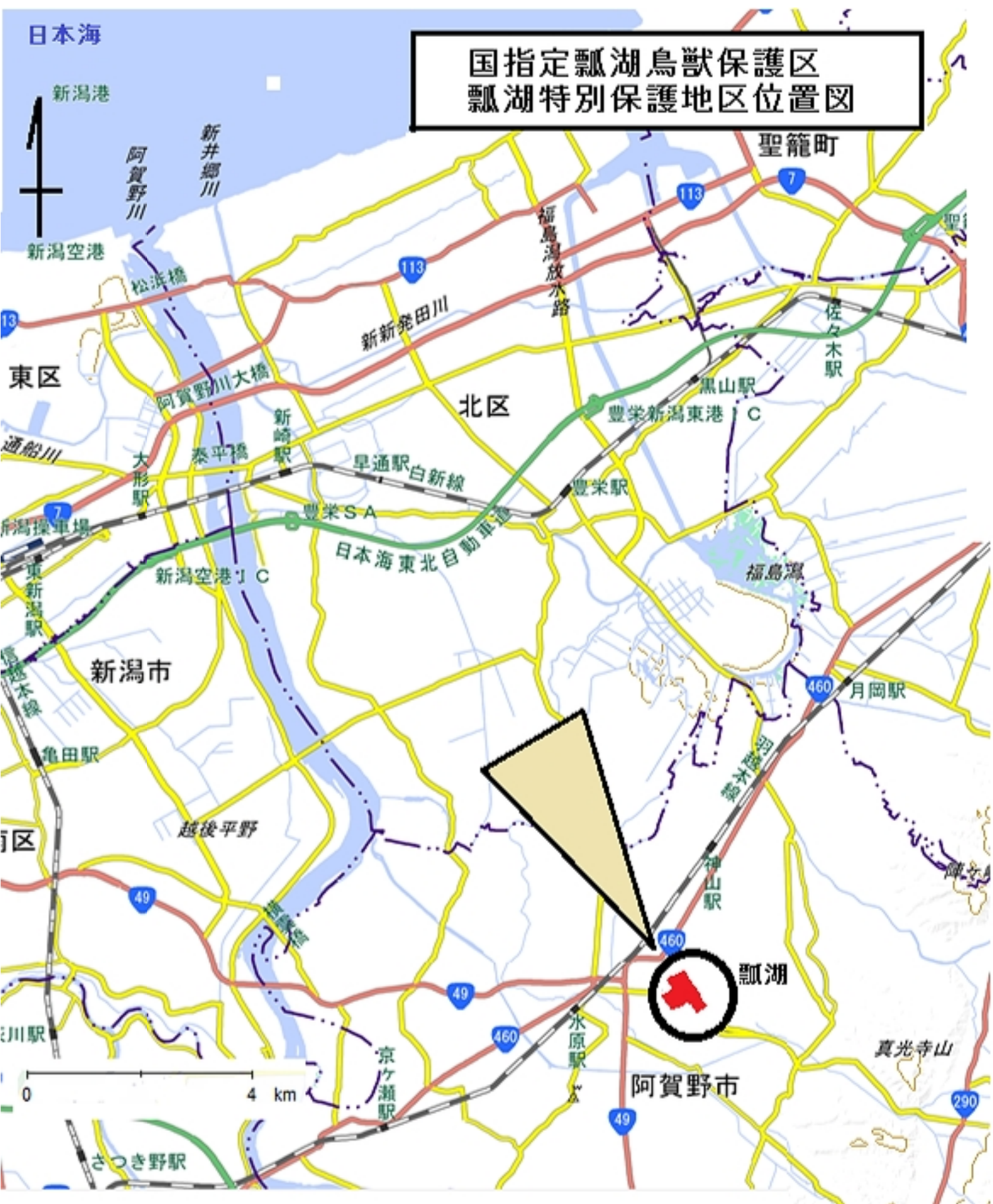
- データはモニタリングサイト1000調査及び、日本野鳥の会の行った補足調査結果に拠る。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(平成24年改訂)
CR: 絶滅危惧ⅠA類、 EN: 絶滅危惧ⅠB類、 VU: 絶滅危惧Ⅱ類、
NT: 準絶滅危惧、 DD: 情報不足
国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物: 文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。

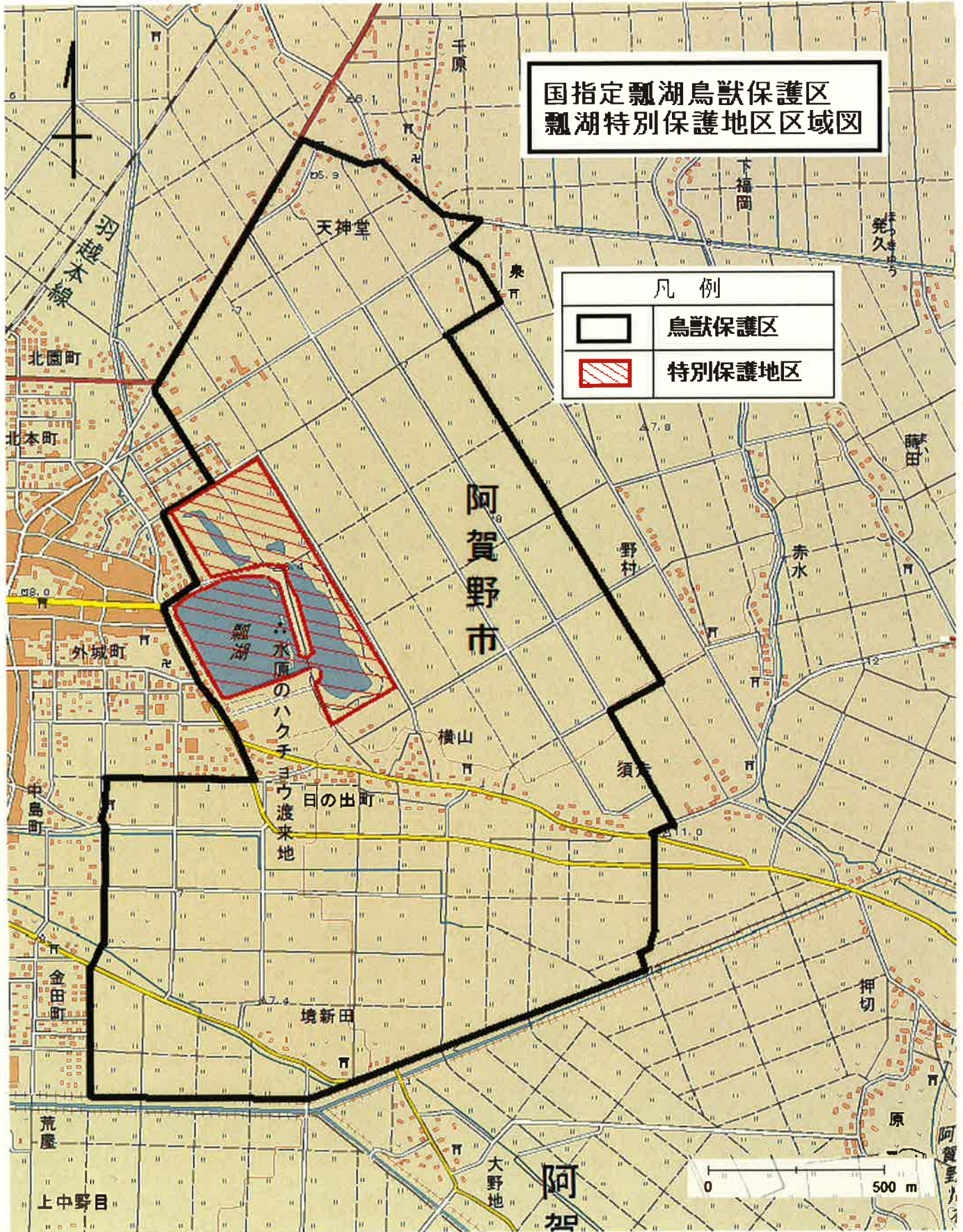
(別表3) 国指定瓢湖鳥獣保護区瓢湖特別保護地区

No.	目	科	種または亜種	種の指定等	備考
1	モグラ	モグラ	エチゴモグラ	EN	
2	ネズミ	ネズミ	ハタネズミ		
3			アカネズミ		
4	ネコ	イヌ	ホンドタヌキ		
5		イタチ	ホンドイタチ		
合計 (種)	3	4	5		

(注)

- データはモニタリングサイト1000調査及び、日本野鳥の会の行った補足調査結果に拠る。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト(平成24年改訂)
CR: 絶滅危惧ⅠA類、 EN: 絶滅危惧ⅠB類、 VU: 絶滅危惧Ⅱ類、
NT: 準絶滅危惧、 DD: 情報不足
国内希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物種
国際希少: 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物種
天然記念物: 文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第7条第6項第1項により特に保護を図る必要があるものとして環境省令で定める鳥獣及び天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。





国指定瓢湖鳥獣保護区
瓢湖特別保護地区 区域説明図



凡例	
	鳥獣保護区
	特別保護地区

番号	区域説明
①	新潟県阿賀野市横山360番地の北東端(起点)
②	同市横山138番地の南東端
③	同市横山232-1番地の南西端
④	同市水原369-1番地北西端
⑤	東新池連絡水路南西端と瓢湖の同市水原313-1番地湖岸線の交点、
⑥	同市水原313-1番地湖岸線と東新池連絡水路北西端の交点
⑦	湖岸線と同市水原370-1番地の西端境界との交点
⑧	東新池遊歩道敷東側を北に進み、同市水原429-2番地南西端との交点
⑨	大荒川用水路左岸支線水路敷右岸を西に進み瓢湖水きん公園外周排水路敷左岸の交点